

第五十二号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項中「（次条において）」を「（以下）」に改め、同条第三項を削る。

第十六条の五中「利用に係る」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第十六条の六 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江戸川区条例第三号）第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活と

2 申出職員の意向を確認するための措置  
の両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る  
任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象  
職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じな  
ければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は  
措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定  
める事項を知らせるための措置  
二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措  
置

3 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家  
庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭  
生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項  
に係る対象職員の意向を確認するための措置  
任命権者は、第一項第三号又は前項第三号に掲げる措置により意向を確認し  
た事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。  
 ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の第十六条の六第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（説明）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の改正を踏まえ、本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出た職員及び三歳に満たない子を養育する職員に対して講ずべき措置を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。